



社内に笑顔を咲かせましょう

◆業務ご案内◆

- ・労務管理・年金等のご相談
- ・労働・社会保険のご相談・事務・請求手続き
- ・給与計算・年末調整
- ・労災に関するご相談・請求手続き
- ・就業規則・諸規程のご相談・作成
- ・人事・賃金制度に関するご提案



いつの間にか梅雨が明けたそうで、蝉が鳴いているのを聞いてびっくりしました。

6月は社労士の繁忙期ですが、確かに慌ただしい毎日になんとかとても癒されたくなり、直径4cm程度の山もみじの盆栽を思わず買ってしまいました。コケモモにもみじが植わり2枚の葉っぱがついているのですが、これがかわいくてかわいくて…とても癒されています。



気になるお金の相場

～災害見舞金～

社員への災害見舞金を支給すると回答した企業は88.8%でした。
(日本実業 2009年調査 集計企業数 223社)

*世帯主に対して

(単位：円)

	持ち家			借家		
	全焼・全壊	半焼・半壊	一部損壊等	全焼・全壊	半焼・半壊	一部損壊等
最高額	300,000	210,000	120,000	300,000	210,000	120,000
最低額	10,000	5,000	1,000	10,000	5,000	5,000
最多回答額	100,000	50,000	30,000	100,000	50,000	20,000
平均額	102,818	61,381	34,814	84,718	50,221	29,672

★これで完璧！ 1月の事務



☆算定基礎届の提出☆

「被保険者報酬月額算定基礎届」とは、健康保険・厚生年金保険の被保険者の標準報酬を実態に即したものにするため年1回行う手続きです。7月1日現在在籍する社会保険の加入者（6月1日以降に加入した人を除く）について、4月・5月・6月に支払った総支給額を各被保険者ごとに記入し、7月11日までに年金事務所・健康保険組合等へ提出します。4月支払いの給与から昇給・降給し2等級以上差が出る人については、算定基礎届に代えて「標準報酬月額変更届」を提出します。

☆賞与からの健保・厚生年金保険料の徴収と賞与支払届の提出☆

社会保険の被保険者については、健康保険（都道府県ごとに異なります。料率は、通信23年3月号参照ください） 介護保険 7.55/1,000 厚生年金保険 80.29/1,000 雇用保険（一般）6/1,000（建設）7/1,000 の保険料をそれぞれ徴収します。健康保険・厚生年金保険については、支給日から5日以内に「賞与支払届」を作成し提出します。

☆労働保険料の申告・納付☆

労災・雇用保険料の確定・概算申告および保険料の納付を 7月11日までに行います。

☆源泉徴収税額、特別徴収税額の納付☆

6月分の所得税の源泉徴収税額、住民税の特別徴収税額を、7月11日までに納付。従業員10人未満の事業所などで納期の特例の適用を受けている場合には、所得税の源泉徴収税額（1月～6月分）を 7月11日までに納付します。

☆社会保険料、児童手当拠出金の納付☆

6月分社会保険料・児童手当拠出金を 7月31日までに納付。

☆5月決算法人の確定申告と納税☆

5月決算法人の確定申告と納税、11月決算法人の中間（予定）申告と納税がともに 7月中の決算応答日までです。



**労災事故が発生した場合に、
実務担当者がやるべきこと。**

労災保険は、①従業員が労働契約に基づいて事業主の支配下にある状態、つまり、会社の指示に従って業務を遂行していたときに、②その行っていた業務が原因でけが・病気になった、という2つの要件に当てはまる際に業務上災害であると認定され、労災保険が使えることになります。労災保険には、①保険で治療を受けられる、②療養のため仕事に就けず、給与の支払いを受けられないときの休業補償、③一旦実費で治療費を支払った後に、保険からその実費の還付を受ける、その他障害補償、遺族補償などがあります。

それでは、いざ事故が起きた時は、どのような手順で動けばよいのかまとめてみます。

①けがをした人の治療を優先させる

最寄りの労災病院・労災指定病院で治療を受けさせます。病院の窓口では、「労災で治療を受けます」とはっきり伝えてください。労災保険では治療費は本人負担なしで受けることができます。その病院が労災指定病院でない場合には、一旦その治療費を全額立て替えて支払うこととなりますが、後日、労災保険から還付を受けることができます。

②事故の状況を把握する

保険給付の請求書にも記載することになりますので、いつ ・どこで ・誰が ・何をしていた（しようとしていて） ・何が原因で ・どうなったか ・けが病気の部位 ・けが病気の箇所 ・その事故を確認した人 などを把握します。できるだけ報告書などの書面であげてもらいましょう。

③5号用紙を病院に出す

労災保険で治療を受ける場合には、「療養補償給付たる療養の給付請求書（通称、5号用紙）」を速やかに作成し（会社の押印、本人の押印が必要）、病院の窓口へ提出します。これは労災保険で治療を受けるという、いわゆる保険証の代わりになるものです。

④休業の見込み

休業する必要があるなら、どの程度日数にかかるのか、など把握しましょう。

⑤労働者死傷病報告の提出

休業が4日以上におよんだ場合には、所轄労働基準監督署に「労働者死傷病報告」を遅滞なく提出しなければなりません。内容は、5号用紙に記載した事故報告の内容と同じで構いません。

労災事故は頻繁に起こるものではありませんが、会社の担当者があわててしまっははいけません。普段から、会社の近くの労災指定病院はどこかなど、確認しておくことが大切でしょう。

いきいきした会社づくりをお手伝いします

羽渕貴久子社会保険労務士事務所

社会保険労務士 羽渕貴久子

〒663-8234 西宮市津門住江町 8-16-815

TEL 0798-23-1553 / FAX 0798-23-1554

E-MAIL habuchi@sky.memail.jp

URL <http://ikiiki30.com/>

